

監発第 49号
令和元年12月23日

酒田市長 丸山至様

酒田市監査委員 加藤 裕



酒田市監査委員 高橋千代夫



定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知くださるようお願いします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
上下水道部 管理課	9月30日	10月23日～ 12月19日	11月25日
上下水道部 工務課	9月30日	10月23日～ 12月19日	11月25日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	指摘事項	監査結果
上下水道部 管理課		私債権である水道料金等の不納欠損については、上下水道事業会計規程第24条において、法令若しくは議会の議決による債権放棄や時効等により債権が消滅した場合に行うことになっている。しかし、平成30年6月上下水道部が作成した「不納欠損処分の判断基準及び処理手順」（以下「処理手順」という。）では、滞納から2年（短期消滅時効期間）以上経過した時効の援用のない水道料金債権について、会計上は不納欠損として処理するが、債権の放棄ではないことから、その後収入となった場合は雑入として会計上処理すると規定している。そのため、処理手順に基づき平成30年度末において滞納から2年を経過して時効の援用がなかった水道料金1,591,732円（88件）及び閉鎖栓手数料20,718円（29件）を不納欠損としている。現行の上下水道事業会計規程に照らせば、債権が消滅していないにもかかわらず不納欠損し、水道料金債権を簿外で管理することは適切な会計処理とは言えない。処理手順に基づく会計処理が企業会計上、必要かつ有効な会計処理であるならば、根拠とすべき会計規程等の整合を図ること。